

新型コロナウイルスの感染症拡大防止に関する今後の対応について

令和5年3月17日に、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課より「マスク着用の考え方の見直し等について」等を踏まえ、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を改訂したとの連絡がありました。このことから、学校におけるマスクの取扱い等について、下記のとおりとします。

なお、新型コロナウイルス感染症は本年5月8日（月）に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に位置付けられる予定があるため、以降の感染症対策について、見直しが行われることを申し添えます。

記

マスク着用の考え方の見直しについて ～基本的な考え方～

- ・ 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- ・ ただし、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、児童生徒及び教職員についても、着用が推奨されます。
- ・ 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できなかつたりする児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにします。また、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行います。
- ・ 学校教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、一定の感染症対策を講じます。これは、部活動等において同様の活動を実施する場合も同様に感染症対策を講じます。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は生徒に着用を促すことも考えられますが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることのないようにします。
- ・ また、咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう生徒に指導します。